

【こども誰でも通園制度】

新規事業者の認可申請について

【新規事業者】

- 事業者名 ひばり保育園（社会福祉法人 芳香会）
（定員7名：従業員枠4名/地域枠3名）
古河市上大野702-1
- 施設類型 事業所内保育施設
※事業所の従業員のお子さんに加えて、地域の保育を必要とするお子さんも預かることができる。
- 実施内容 余裕活用型
- 定 員 1名

【こども誰でも通園制度】

○新規事業者の認可申請にともなう古河市こども未来応援会議への意見聴取について

事業の認可手続きにおいては、児童福祉の識者や保護者等の意見の聴取が必要

【実施概要】 ※令和8年度からすべての市町村で実施

【実施施設】 保育所、認定こども園、幼稚園等

【対 象】 0歳6か月～満3歳未満の未就園児

【利用可能時間】 こども一人当たり「月10時間」を上限

【利用料】 1時間当たり300円程度

こども家庭庁資料抜粋

(R7.3『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p10~12より抜粋)

事業の全体像

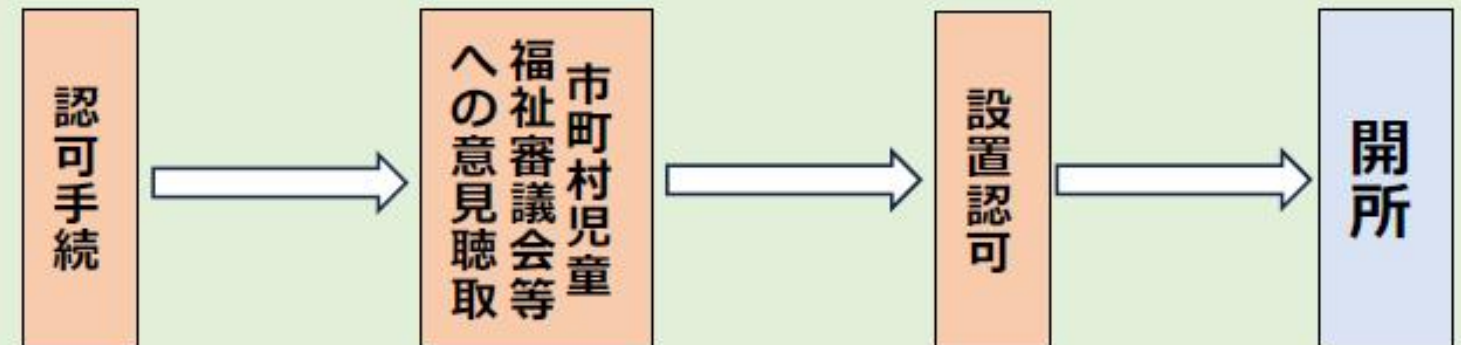
※本制度 = こども誰でも通園制度とする

「事業の実施方法」

本制度は、事業の実施主体である市町村から、適切に事業を実施できると認められる者として認可された事業者が実施。

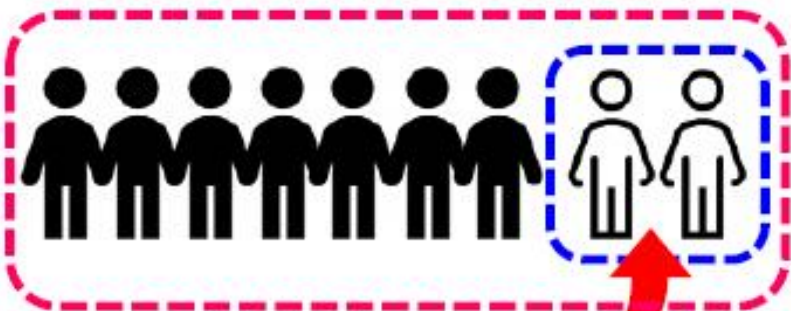
「提供内容の検討」

①実施方法



余裕活用型

例えば、0歳児・9人クラスで、7人の在籍児童しかいない場合、保育士は3名以上配置。※1



2名の在籍定員の空き枠を活用し誰でも通園利用児童を受け入れる

定員の空きを利用
専任保育士の配置は不要

一般型 (在園児合同)

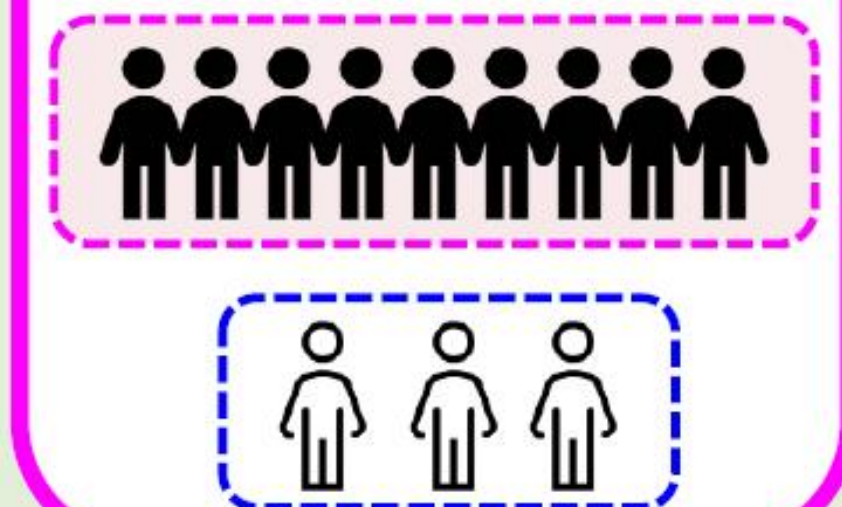
例えば、0歳児・9人クラスの場合。
クラスの定員枠とは別に、クラス内に誰でも通園利用枠を設け、且つ専任の保育士を配置。※2



クラスと合同保育
専任保育士の配置が必要

一般型 (専用室独立実施)

クラスとは別に、誰でも通園専用室を設け、専任の保育士を配置。※3



別室で保育
専任保育士の配置が必要

【こども誰でも通園制度実施状況】

5月時点の利用者認定児童数

- ・ 31名

4月分利用実績

- ・ 施設 上辺見保育所
 - ・ 利用実人数 5名
 - ・ 延べ人数 8名

補足資料【令和8年5月現在の認定済施設】

	施 設	類 型	住 所	実施方法	定 員
1	上辺見保育所	保育所	上辺見1300-13	一般型 (専用室独立)	6人
2	こばと保育園	保育所	磯部1648-1	余裕活用型	3人
3	総和文化幼稚園	幼稚園型 認定こども園	下大野2759	一般型 (専用室独立)	6人
4	古河白梅幼稚園	幼保連携型 認定こども園	大山1521-3	余裕活用型	5人
5	ゆりかご幼稚園	幼保連携型 認定こども園	古河644-5	余裕活用型	2人
6	しらゆり幼稚園	幼保連携型 認定こども園	東山田2010-2	余裕活用型	9人
7	認定こども園さんわ	幼保連携型 認定こども園	尾崎3521-9	余裕活用型	10人